

教育・保育施設をご利用の保護者 様

江別市長 三好 昇

緊急事態宣言の発出に伴う教育・保育施設における家庭保育の協力依頼について

日頃から教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

現在、北海道に「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、**8月27日(金)から9月12日(日)までの17日間**、緊急事態宣言が発出される見込みです。

つきましては、緊急事態宣言が発出され、江別市が宣言の対象地域となった場合の教育・保育施設での対応について、下記のとおりといたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

教育・保育施設での感染拡大リスクを回避するためにも、ご理解のほどお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願い

北海道に緊急事態宣言が発出されている間(**8月27日(金)から9月12日(日)まで**)、家庭保育が可能な家庭においては、家庭保育の協力をお願いいたします。※あくまでも協力可能な範囲内でのお願いとなります。

※なお、幼稚園、認定子ども園(教育認定)については、各園での判断となりますので、ご確認をお願いします。

2 保育料について(0~2歳児クラス)

家庭保育の協力を依頼している期間(**8月27日(金)から9月12日(日)まで**)については、登園しなかった場合の保育料は日割り減額の対象とします。(保護者の方の手続きは不要です。)

3 感染拡大防止策について

感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んでおり、低年齢層への感染が増えています。引き続き、ご家庭でのお子さんの体調管理に十分留意するとともに、在園している教育・保育施設との感染に関する情報共有の徹底をお願いいたします。

※参考 【再掲】施設への連絡が必要な場合(=児童にお休みいただく場合)

状 況	児童にお休みいただく期間
①児童が感染した	治癒または保健所から指導のあった健康観察期間
②同居家族が感染した・児童が濃厚接触者となった	感染者と最後に濃厚接触した日から2週間または保健所から指導のあった健康観察期間
③同居家族が濃厚接触者となった	保健所から指導のあった健康観察期間 ※国通知等に例示なし。感染拡大回避のため。
④児童や同居家族がPCR検査等を受ける(①と②に該当する場合や任意検査除く)	検査結果(陰性)が判明するまでの期間
⑤児童や同居親族が体調不良(発熱、咳等新型コロナウイルスの感染が疑われる場合)	発熱、咳等の症状がなくなり、24時間以上経過するまでの期間

4 感染者等への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症であり、感染経路不明の患者も増えています。関係者に対して偏見や差別が生じないよう配慮をお願いいたします。

お問い合わせ先
江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課
電話：011-381-1030（直通）